

| No. | 該当ページ | 当該箇所 | ご意見等 | ご意見の要旨 | 市の考え方 | 修正の有無 | (仮称)おおたかの森児童センター整備基本方針(案) 修正案 |
|-----|-------|---------------------------------------|--|---|---|-------|--|
| 1-1 | 7 | 3(4)施設配置イメージ | ・②の児童センター機能については部屋の仕切は可動式とし、その都度用途によって変更できるようにしてほしい。各部屋も名称にとらわれず工作室を学習室に変更できるようにしてほしい。 | 可能な限り各諸室の仕切を可動式として、使用用途によって変更できるようにしてほしい。 | ご意見のとおり、各諸室の仕切壁を可動式にすることを検討していきます。 | 無 | |
| 1-2 | | | ・建物の外構にはできたら子どもたちが野菜や花を育てる緑のある場所を作つてほしい。地域の方とのコミュニケーションの場としての利用も考えられるのではと思う。 | 建物外構に花や野菜等を栽培できる造りとするのはどうか。 | ご意見のとおり、可能な限り緑を取り入れるよう検討していきます。 | 無 | |
| 1-3 | 8 | 3(7)管理運営の検討 | ・運営費用を安くあげるためにだけの安易な業務委託はやめてほしい。事業者選定には充分配慮してほしい。官民協働でもよいのでは。 | 運営費を安くするためだけの業務委託ではなく、事業者の選定には配慮してほしい。 | ご意見のとおり、指定管理者制度ないしは、業務委託を取り入れるにあたっては、委託費(運営費)だけでなく、運営 자체を最良に行える事業者を選定出来るよう配慮します。 | 無 | |
| 1-4 | 8 | 3(8)開館時間等の検討 | ・中高生の居場所としての利用も考慮し、午前9時～午後9時までの開館を希望します。開館日も、学校のない土・日に行き場のない子どもを出さないよう。土・日開館の日数を増やすことを検討してほしい。 | 中高生の利用を考慮し、開館時間は9時から21時までとするはどうか。 また、土曜日、日曜日の開館を検討するはどうか。 | ご意見のあった土曜日、日曜日の開館及び開館時間については、他自治体における事例研究を進め、検討してまいります。 | 有 | P8 (8)開館時間等の検討 既存の児童館・児童センターの開館時間を基本とし、さらに開館時間の延長などを検討します。 →「夏季における」を削除 |
| 2 | 2 | 2(2)当該施設の役割(活動内容) 【子育てを支える取り組みの実施】 | ・当該施設の役割の、【子育てを支える取り組みの実施】については、「児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的にサポートしていくとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たす」というのがとても大事な役割だと思う。これをやっていくには、「子育てコーディネーター」のような役割の人が複数人必要であると考える。子育て安心相談の人材も含め、既存の支援センターや、新しくできる施設、ファミサポ、児童館などに人材を育成し、配置することを考えもらいたい。 | 【子育てを支える取り組みの実施】においては、「子育てコーディネーター」のような人材が複数人必要であり、既存の支援センター等において、その人材の育成と配置を検討してほしい。 | 当該施設においては、子育てコーディネーター等、子育てを支える人材の育成と適正な配置に努めます。 ファミリーサポートセンターにおける人材育成、配置については、本基本方針中ではなく、別の機会においての議論いたします。 | 無 | |
| 3-1 | 一 | 全般 | ・複合的な機能を備えた場所のようですが、それぞれの機能が孤立して運営されるのではなく、利用者の立場にたち、複数の機能を一元的な窓口で利用できるような縦割りではなく、横割りを刺した運用がなされることを希望します。 | 当該施設のそれぞれの機能において、横割りを刺した運用を希望する。 | ご意見のとおり、当該施設の諸室・機能の運用にあたっては、横割りを刺した運用に努めます。 例えば、児童虐待の予防においては、関係機関との連携による体制づくりをしていきます。 | 無 | |
| 3-2 | 3 | 2(2)当該施設の役割(活動内容) 【地域住民等との連携】 | ・通常、市民会館などの市の施設の活用には団体登録などが必要ですが、個人のレベルでも公的な利益のための取り組みに活用できるような基盤を作つて欲しいです。 また、施設の運営(イベント開催など)に市民ボランティアが参加でき、その活動を施設が支えるような機能を持たせてほしいです。 | 事前予約が必要な利用にあたっては、個人でも活用できるようにしてほしい。 施設の運営では市民ボランティアが参加でき、その活動を施設が支えるような機能を持たせてほしい。 | 個人利用の諸室予約は行いません。 活動における市民ボランティアの参加やその活動を支えることについて検討していきます。 | 無 | |
| 3-3 | 7 | 3(4)施設配置イメージ | ・施設ですが、屋外のスペースがまったくないように思います。 共用の屋外のスペースを設けてもらいたいです。「遊びによる子供の育成」には必須だと思います。 | 屋外スペースを設ける必要があるのではないか。 | 当該基本方針における施設配置イメージでは、現状の敷地において、各諸室の規模を最大にした場合の施設配置を掲載しています。施設自体が狭隘とならないよう配慮しながら、屋外スペース設置の検討をします。 | 無 | |

(仮称)おおたかの森児童センター整備基本方針(素案)に対する意見と市の考え方

| No. | 該当ページ | 当該箇所 | ご意見等 | ご意見の要旨 | 市の考え方 | 修正の有無 | (仮称)おおたかの森児童センター整備基本方針(案) 修正案 |
|-----|-------|----------------------------------|--|--|--|-------|-------------------------------|
| 4-1 | 5 | 3(3)施設に導入する諸室・機能 ・工作室 ・集会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・集会室の役割に「児童における団体活動」と記載されているように予約を取る仕組みに、中学生・高校生・大学生のみでできるように考慮してほしい。 市内の予約システムは大人向けで中高生は使いづらい。 ・集会室と工作室の利用分けがの違いが分かりにくい。 集会室は予約制、工作室は自由に使える部屋(テーブル)というすみわけなのか? 工作室は利用ニーズが低く感じる。ぬりえや粘土などができる部屋なのか?図書室が混んでいるときに勉強スペースとして工作室は使えるのか? その場合、工作室という名前ではなく児童テーブル活動室みたいな名前の方が子供も分かりやすい気がします。 ・集会室にテーブルはないのか? 設置するならローテーブル、座布団を希望します。 | <p>施設予約では、中学生・高校生・大学生のみでも出来るよう考慮して欲しい。 集会室と工作室の利用分けの違いが分かりにくい。 集会室にテーブルはあるか。</p> | <p>諸室の予約は行いません。 集会室と工作室については、集会室は主に子育てに関する親子イベントの開催や団体活動の場として想定しています。 工作室は、主に児童における創作活動の場とし、両方とも児童福祉法における児童センターの必須機能として位置付けられているものです。実際の施設開館にあたっては、諸室の名称を含め、利用者にとって分かりやすい表記に努めます。 なお、集会室におけるテーブルの配置ですが、固定式のものは想定しておらず、収納や移動が可能な簡易テーブルを想定しています。</p> | 無 | |
| 4-2 | 7 | 3(4)施設配置イメージ | <ul style="list-style-type: none"> ・原則、土足厳禁にしてほしい。(運動スペースのみ上履き可でも。) ・渡り廊下の柱の反対スペースがあるが、そこに備品置き場とか作ったらどうか? カバン置き場、靴置き場、備品置き場など各部屋に必要になると思うので全体的な各空間は少し狭くなりそうですが、遊べるスペースなど手狭になりそうなら、備品置き場などを考慮した方が良い。 | <p>土足厳禁にしてほしい。 渡り廊下と柱の間にスペースがあり、備品置き場などとするのはどうか。</p> | <p>ご意見のとおり、原則土足厳禁を想定しています。 また、渡り廊下付近のスペースの活用については、今後の施設設計において、いただいたご意見を参考にしてまいります。</p> | 無 | |
| 4-3 | 8 | 3(8)開館時間等の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間を18時までにした方が良い。 また、開館曜日を「日曜、祝日」なども運営するよう見直して欲しい。 小学生・保育園児・幼稚園児が休みの日に使えないのは使い勝手が悪いです。 例えば、図書館みたいに月曜など平日1日は休みになつたとしても構いません。 もし、おおたかの森児童センターが実現厳しいようであれば、十太夫児童センターを日曜祝祭日の一部を開放して欲しい。 | <p>開館時間を18時までにした方が良い。 日曜、祝日も開館した方が良い。</p> | <p>1-4の回答のとおり。</p> | 無 | |
| 5-1 | 2 | 2(2)当該施設の役割(活動内容) | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針における、当該施設の役割に則って、運営を行うとすると、豊かな遊びの開発や、子どもたちとの関わり、地域連携が必要となってくると考える。選定された事業者が、それらを満たす為の豊かな人員配置ができるような仕組みを検討をしていただきたい。 | <p>指定管理者制度及び委託においては、当該施設の役割を達成できるような事業者を選定すること。</p> | <p>ご意見のとおり、当該施設の担う役割を満たすことができる事業者の選定を行います。</p> | 無 | |
| 5-2 | | | 地域に根付いたセンターとなるように、子どもだけでなく、地域の大人も利用できるようにすることを検討していただきたい。 | 子どもだけでなく、大人も利用できるようにしてほしい。 | ご意見のとおり、地域との連携も大切な要素だと認識しています。このことから、今後の運営面の検討にあたり子育てに携わる大人の方の利用も想定してまいります。 | 無 | |
| 5-3 | 4~6 | 3(3)施設に導入する諸室・機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設備について、遊びを行う空間については、可動式の空間とし、子どもたちの意見や興味関心に合わせて、臨機応変に変更できる環境を検討していただきたい。 | 可動式の空間とし、臨機応変に変更できる環境としてほしい。 | ご意見のとおり、各諸室の仕切壁を可動式にすることを検討し、臨機応変に変更できるよう検討します。 | 無 | |
| 5-4 | | | ・室内だけでなく、外でも遊べるような場所を検討していただきたい。 | 外でも遊べるような場所を検討してほしい。 | 3-3回答のとおり。 | 無 | |

| No. | 該当ページ | 当該箇所 | ご意見等 | ご意見の要旨 | 市の考え方 | 修正の有無 | (仮称)おおたかの森児童センター整備基本方針(案) 修正案 |
|-----|-------|--|--|--|--|-------|--|
| 5-5 | 6 | | 多くの方にご利用いただけるように、駐車場、駐輪場のスペース確保を検討していただきたい。 | 多くの駐車場、駐輪場を確保してほしい。 | 現状の敷地の中では、「車5台・自転車20台程度」を想定していました。今後、近隣地における駐車場・駐輪場の確保に努め、本基本方針にある以上の駐車場・駐輪場を確保できるよう検討を進めます。 | 無 | |
| 6-1 | 6 | 3(3)施設に導入する諸室・機能 | ・車を持たない世帯も多い地域のため、「車5台・自転車20台」に加え「ベビーカー5台」程度のスペースを駐車場・駐輪場スペースに確保した方が良い。 | 「ベビーカー5台」程度のスペースを確保した方が良い。 | ご意見のとおり、ベビーカー置き場を配置します。本基本方針も修正します。 | 有 | P6 その他、利用者の利便に資する機能 ・職員事務室・トイレ(男・女・子ども用・多目的)・利用者用ロッカー・ベビーカー置き場等 |
| 6-2 | | | ・トイレ(男・女・多目的・子ども用)を加えた方が良い。 | トイレ(男・女・多目的・子ども用)を加えた方が良い。 | ご意見のとおり、子ども用トイレを配置します。本基本方針も修正します。 | | |
| 6-3 | 7 | 3(4)施設配置イメージ | ・児童センター機能(その1)のエリアにもトイレを設置した方が利用者には使いやすい施設になると思う。 | 児童センター機能(その1)のエリアにもトイレを設置した方が良い。 | 今後の施設設計において、いただいたご意見を参考にしてまいります。 | 無 | |
| 6-4 | 9 | 5(1)<利用時間>※ | ・「昼食・夕食・おやつ」とあるが、一時(保育)預かり事業で夕食の提供はないため「夕食」は削除した方が良い。 | 「昼食・夕食・おやつ」とあるが、一時(保育)預かり事業で夕食の提供はないため「夕食」は削除した方が良い。 | ご意見のとおり、「夕食」の表記を削除します。 | 有 | P9 (1)当該施設の一時預かり(保育)における利用料の設定 ※昼食・おやつを提供する場合は、…(略)…します。 →「夕食」を削除 |
| 7-1 | 5 | 2(2)当該施設の役割(活動内容) 【配慮を必要とする子どもへの対応】 | ・配慮を必要とする子どもへの対応について、ケアプラン作成時に、窓口が大変混雑していると聞く。相談窓口の役割も検討してはどうか。また、民間療育施設について相談できるコーディネーターの配置を検討してはどうか。 | 配慮を必要とする子どもに係るケアプランの作成及び民間療育施設の相談において、相談できるコーディネーターの配置を検討してはどうか。 | ケアプランの作成は、障害福祉サービスの制度上、ケアプランの作成をができる職員を配置し、指定を受けた指定障害児相談支援事業所での対応となります。当該施設では、障がい児等を養育する家庭からの相談等において、関係機関と連携し、相談者との利用調整を図る「ガイド役」としての機能を果たせるよう子育てコーディネーター等の人員配置をしていきます。 | 無 | |
| 7-2 | 5 | 3(3)施設に導入する諸室・機能 | ・子育て相談について相談室として切り離されたものだけではなく、あそび場を利用しながら相談できる環境が望ましいと考える。 | 子育て相談について相談室として切り離されたものだけではなく、あそび場を利用しながら相談できる環境が望ましいと考える。 | 子どもと一緒に子育てに関する相談ができる環境を整えていきます。 | 無 | |
| 7-3 | 9 | 5(1)当該施設の一時預かり(保育)における利用料の設定 | ・一時保育について、利用料の設定が高額と感じる。公的機関として広く利用できるよう、市内保育施設の利用料に準じて見直してはどうか。(市の保育施設事例 400~600円／時間) | 一時保育の利用料が高額だと感じることから、事例に従い400~600円／時間 程度としてはどうか。 | 利用料については、近傍類似事例との比較において高すぎず、加えて、利用者における質の高い保育の提供を実現するため、本基本方針にある利用料としています。 | 無 | |
| 8-1 | 4 | 3(3)施設に導入する諸室・機能 | ・利用者がボランタリーに支援される側から支援する側に育っていく循環型施設を目指すためには、当事者活動への充分なサポートが必要である。上越市の子育て支援センター等を参考に、利用者が自分たちの子どもを遊ばせながら会議等を行えるような空間の設計を期待する。 ・また、そのような当事者活動を支援するような中間支援機能が必要であると考える。 | 利用者がボランタリーに支援される側から支援する側に育っていく循環型施設を目指すためには、当事者活動への充分なサポートが必要である。上越市の子育て支援センター等を参考に、利用者が自分たちの子どもを遊ばせながら会議等を行えるような空間の設計を期待する。また、そのような当事者活動を支援するような中間支援機能が必要であると考える。 | 上越市の事例を参考とし、利用者が子どもを遊ばせながら会議等を行えるような仕組みづくりを検討してまいります。また、併せて中間支援機能についても研究してまいります。 | 無 | |

| No. | 該当ページ | 当該箇所 | ご意見等 | ご意見の要旨 | 市の考え方 | 修正の有無 | (仮称)おおたかの森児童センター整備基本方針(案)修正案 |
|------|-------|--|--|---|--|-------|------------------------------|
| 8-2 | 5 | | <ul style="list-style-type: none"> 子育ての相談は、信頼関係の上に行われる。10回20回と通って、ようやく、ぽつりぽつりと語られることが多い。支援センタースタッフと専門相談員との連携が重要である。また、実際には子育てそのものの相談だけではなく、DVや経済問題、子どもの発達や親の精神疾患、リプロダクティブヘルスライツ、キャリア支援、介護とのダブルケアなど、子育ての現場での相談は非常に多岐にわたり専門性が高いものもある。行政内での連携をしっかりと、ワンストップでたらい回しにならない相談業務が行われることを期待したい。 具体的には利用者支援事業基本型の出先機関を置くことが望ましい。 | <p>子育ての相談は、信頼関係の上に行われる。行政内での連携をしっかりと、ワンストップでたらい回しにならない相談業務が行われることを期待したい。</p> <p>具体的には利用者支援事業基本型の出先機関を置くことが望ましい。</p> | <p>いただいたご意見を参考に運営面の検討を進めてまいります。</p> <p>なお、当該施設の子育てを支える機能としては、利用者支援事業基本型を想定しています。</p> | 無 | |
| 8-3 | 6 | | <ul style="list-style-type: none"> 一時預かりで、預けたいがためらってしまうニーズは育児疲れである。多胎児の親や、夜泣きのひどい子どもの親は常に疲弊しており、育児疲れは児童虐待の大きな要因でもある。積極的にレスパイト機能を付与し、例えば、子どもを預かっている間、仮眠が取れるよう布団を用意するなどの対策を検討してほしい。 | <p>一時預かりで、預けたいがためらってしまうニーズは育児疲れである。積極的にレスパイト機能を付与し、例えば、子どもを預かっている間、仮眠が取れるよう布団を用意するなどの対策を検討してほしい。</p> | <p>保護者の方の仮眠スペースを設ける予定はありません。</p> | 無 | |
| 8-4 | 7 | 3(4)施設配置イメージ | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの健やかな発達を支援するためには、活動できる園庭が多少なりとも必要である。セットバックして水遊びできるような水回りのあるテラスを設けたり、中庭を設けたりするような検討をして欲しい。 | <p>テラスを設けたり、中庭を設けたりするような検討をして欲しい。</p> | 3-3回答のとおり。 | 無 | |
| 8-5 | | | <ul style="list-style-type: none"> 入口のドアや、(もしもあるのなら)スロープなどは、多胎のベビーカーが通れるよう配慮して欲しい。 | <p>入口のドアや、(もしもあるのなら)スロープなどは、多胎のベビーカーが通れるよう配慮して欲しい。</p> | <p>ご意見のとおり、ドアやスロープ、廊下の幅について、2人乗りのベビーカーや車いすに配慮した設えにしてまいります。</p> | 無 | |
| 8-6 | | | <ul style="list-style-type: none"> 当該地域の現状では、子育て支援センターを利用するのには乳幼児親子が中心になると思われる。調理活動室は児童センターにある方が、利便性が高いのではないか？ | <p>調理活動室は児童センターにある方が、利便性が高いのではないか？</p> | <p>いただいたご意見を参考に諸室配置の検討をしてまいります。</p> | 無 | |
| 8-7 | 一 | 全般 | <ul style="list-style-type: none"> 施設には男性の利用を促進するような仕掛けや、男女共同参画の視点を持って欲しい。 | <p>施設には男性の利用を促進するような仕掛けや、男女共同参画の視点を持って欲しい。</p> | <p>今後の施設設計や運営面の検討において、いただいたご意見を参考にしてまいります。</p> | 無 | |
| 8-8 | | | <ul style="list-style-type: none"> 施設からの様々な手法での積極的な情報発信を期待したい。 | <p>施設からの様々な手法での積極的な情報発信を期待したい。</p> | <p>市内の子育て支援情報や市政情報を発信してまいります。</p> | 無 | |
| 8-9 | | | <ul style="list-style-type: none"> 親も親ではない人も、性別世代を越えて、地域住民が参画し、みんなで作る「地域の親子の居場所」であることを期待したい。 | <p>親も親ではない人も、性別世代を越えて、地域住民が参画し、みんなで作る「地域の親子の居場所」であることを期待したい。</p> | 5-2回答のとおり。 | 無 | |
| 8-10 | | | <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターを発達の課題のある親子や、多胎の親子が利用しやすいような仕掛けを検討して欲しい。 | <p>子育て支援センターを発達の課題のある親子や、多胎の親子が利用しやすいような仕掛けを検討して欲しい。</p> | <p>いただいたご意見を参考に運営面の検討を進めてまいります。</p> | 無 | |
| 9-1 | 2 | 2(2)当該施設の役割(活動内容) 【配慮を必要とする子どもへの対応】 【子育てを支える取り組みの実施】 | <ul style="list-style-type: none"> 「流山市ことばを育てる会」総意 地域子育て支援センターには専門家を配置することで配慮を必要とする子どもたちの子育てを支える場所になってほしい。 | <p>地域子育て支援センターには専門家を配置することで配慮を必要とする子どもたちの子育てを支える場所になってほしい。</p> | <p>当該施設において、障がいを持った子もそれぞれの個性に合わせた遊びができる。そして、その保護者においても、子育てに関する相談ができる場となるよう配慮します。</p> | 無 | |

| No. | 該当ページ | 当該箇所 | ご意見等 | ご意見の要旨 | 市の考え方 | 修正の有無 | (仮称)おおたかの森児童センター整備基本方針(案) 修正案 |
|------|-------|------------------------------|--|--|---|-------|-------------------------------|
| 9-2 | | | 相談窓口(情報提供)として最初に受け付ける職員の資質と専門性は重要と考えます。 そこに専門家を置くことが望まれます。 ↓ その上での解決策の諸機関への紹介 ↓ その個人に対してのコーディネートするのも専門家を配置すべきです。窓口にいる職員が単純に行政職の職員では困ります。「労いと応援のことば」で終わりますから。 国家資格者を配置してほしい 専門家(窓口)★公認心理師 解決のための専門家 言語(★言語聴覚師) 発達(★公認心理師、学校心理士、発達臨床心理士) 運動、手先(作業療法士、理学療法士) 幼児期(★保育士)(★保健師) 小学校期(★教員+特別支援教育士) 中学校期() ハードができるでもソフト面がよくないと必要とされる配慮の提供はできないと思います。 | 相談窓口(情報提供)として最初に受け付ける職員の資質と専門性は重要と考えます。そこに専門家を置くことが望まれます。 | 児童センタースタッフのほか、保育士、保健師、子育てコーディネーターの配置を予定しています。また、必要に応じ、学校や保健センター、病院等、関係機関との連携を図り、相談窓口としての機能充実に努めます。 | 無 | |
| 10-1 | 4 | 3(3)施設に導入する諸室・機能 | ・体育室について、室内で身体を使って遊べる場所がなくて困っている為、身体を使えるような遊具(設備)を検討してはどうか。 | 体育室に遊具を設置してはどうか。 | マット運動や卓球、ドッジボールなどができる用具を配置し、室内で身体を使って遊べる仕組みづくりを検討します。ただし、体育室自体にすべり台など、固定式の大型遊具を配置する予定はありません。 | 無 | |
| 10-2 | 8 | 3(8)開館時間等の検討 | ・開館時間について、以前住んでいた場所では日曜日に開館している児童施設があり、大変ありがたく利用しやすかった。流山市にはそのような場所がない為、日曜日の開館(隔週でも)を検討してはどうか。 | 日曜日の開館(隔週でも)を検討してはどうか。 | 1-4の回答のとおり。 | 無 | |
| 10-3 | 9 | 5(1)当該施設の一時預かり(保育)における利用料の設定 | ・一時預かりサービスはとても良いサービスですが、公共施設の一時預かりとして考えると、1時間1,000円は相場より高すぎだと思います。もう一度、料金を検討してはどうか。S.Cなどの託児施設と比較するのはおかしいと思いました。 | 一時預かりでは、1時間1,000円は相場より高すぎる。 | 7-3回答のとおり。 | 無 | |
| 11-1 | 10~11 | 6今後の留意事項について | 「子育てに関する相談業務では、それを十分に行えるだけの専門知識と経験をもった人材の登用が望れます。そのため、指定管理者制度や業務委託等の民間活力の活用を検討していく中では、それが実現出来るのかを見極めながら進める必要があります。」について、指定管理及び業務委託先においては、対象利用者が妊娠期～青年期までに渡り機能も多岐に渡ることから、指定管理及び業務委託を行う先は協業体とすることが望ましいと考えます。また「専門知識と経験をもった人材の登用」について上記の協業体以外に所属する専門支援員等との連携が必須となることが予想される為、支援者のネットワーク機能を付与する必要があると考えます。 | 利用者が妊娠期～青年期までに渡り機能も多岐に渡ることから、指定管理及び業務委託を行う先は協業体とすることが望ましいと考えます。 また「専門知識と経験をもった人材の登用」について上記の協業体以外に所属する専門支援員等との連携が必須となることが予想される為、支援者のネットワーク機能を付与する必要があると考えます。 | いただいたご意見のとおり、共同事業体での受託を含め、当該施設の担う役割を満たすことができる事業者の選定を行って行きます。 また、相談機能については、スタッフ並びに関係機関との連携を行ってまいります。 ※共同事業体とは、複数の事業者が特定の事業を営むための集団を指します。 | 無 | |

| No. | 該当ページ | 当該箇所 | ご意見等 | ご意見の要旨 | 市の考え方 | 修正の有無 | (仮称)おおたかの森児童センター整備基本方針(案) 修正案 |
|------|-------|------|---|---|---|-------|-------------------------------|
| 11-2 | | | ・更に、現行実施されている児童館・福祉会館の一括委託に関しては、単一事業者が運営を行なっているにも関わらず、連携がなされていないといった事象が起こっています。このことから、1)本施設については上記強業体内での柔軟な対応を強く求めます。その為、利用規約同意などの整備を行いながら実施事業者内の支援員の連携の為の研修等も施設運営に必要な費用であると考えます。2)指定管理や業務委託先を選定する際に、事業者からの第三者評価の実施方法を示していただくことを強く勧めます。 | 1)本施設については協業体内での柔軟な対応を強く求めます。その為、利用規約同意などの整備を行いながら実施事業者内の支援員の連携の為の研修等も施設運営に必要な費用であると考えます。2)指定管理や業務委託先を選定する際に、事業者からの第三者評価の実施方法を示していただくことを強く勧めます。 | 現行の指定管理者制度にあたっては、毎年度2回の第三者(利用者)評価を行っており、当該施設への導入の場合においても同様に評価を行ってまいります。さらに、福祉サービスの質の向上を図るために、社会福祉法第78第1項による福祉サービス第三者評価の導入を進めています。 | 無 | |
| 11-3 | | | ・「建物の賃借期間設定では、継続性を持った事業展開を行うための期間設定(20年)を目指す必要があります。」については、上記協業体において利用率の増加、促進を目的とした収益事業の実施が可能な体制が必要だと考えます。 | 協業体において利用率の増加、促進を目的とした収益事業の実施が可能な体制が必要だと考えます。 | ご意見のとおり、指定管理者や委託においても、利用率の増加に資する自主事業の実施を想定しています。なお、その中で、収益事業の必要性についても併せて検討してまいります。 | 無 | |
| 12 | - | 全般 | ・機能、運営に関し、私自身が感じました個別事項は、以下の点です。 1. 支援が必要な幼児・児童への対応⇒当センター役割の明確化(他施設との棲み分けの可否) 2. アレルギー対応(保育中の飲食、一時預かり中の食事など) 3. 非常時マニュアル(危機管理システム) これらはいずれも要員体制(⇒業務委託費)に大きく影響するところかと存じます。今後のご検討に加えていただければ幸いです。 | 1. 支援が必要な幼児・児童への対応⇒当センター役割の明確化(他施設との棲み分けの可否) 2. アレルギー対応(保育中の飲食、一時預かり中の食事など) 3. 非常時マニュアル(危機管理システム) これらはいずれも要員体制(⇒業務委託費)に大きく影響するところかと存じます。 | 支援が必要な幼児・児童への対応においては、相談を受けるという機能に加えて、必要に応じて関係機関へと繋ぐという役割を担ってまいります。 食物アレルギーの乳児・児童に対する配慮に努めます。 危機管理におけるマニュアルの整備や訓練を徹底してまいります。 | 無 | |
| 13-1 | - | 全般 | ・1.なぜ児童館を高架下に設けるのですか。 ※マンション等は緑の森を破壊しても建てるのになぜ環境の良い場所に建てないのか。 | なぜ児童館を高架下に設けるのか。 | ・児童センター機能を設置出来るだけのまとまった敷地が確保できる。 ・土地所有者との協議が明朗で迅速な事業展開が望める。 ・当該地域は転入世帯も多く、土地勘の少ない利用者にとっても場所が分かりやすい。 以上を勘案し、当該地への整備を進めます。 | 無 | |
| 13-2 | | | ・2.児童やその親の意見は数多く聞いた上での決定ですか。 | 児童や親の意見を反映させているのか。 | 毎年行っている児童館・児童センター利用者アンケートにおけるご意見、そして、平成30年10月に市内小学校16校(1学年)と乳幼児世帯を対象に行ったアンケートにおいて、ご意見をいただいています。また、今回のパブリックコメントによるご意見や流山市子ども・子育て会議による委員からの意見、令和元年7月に流山市上下水道局で行った本基本方針内容の説明会により、市民参加手法による市民意見を取り入れながら当該施設に係る基本方針を作成してまいります。 | 無 | |

| No. | 該当ページ | 当該箇所 | ご意見等 | ご意見の要旨 | 市の考え方 | 修正の有無 | (仮称)おおたかの森児童センター整備基本方針(案) 修正案 |
|------|-------|------|---|---|---|-------|-------------------------------|
| 13-3 | | | ・3. 環境に配慮した上でどうか。音や地震等の災害発生時の事も考えていますか？ | 音や地震等の災害発生時の事も考えているか | 鉄道が通過することで音、振動については、窓を二重サッシにする、また、施設屋根と高架との間を2メートル程度あけるなど、施設設計及び施工にて対応してまいります。なお、災害時においても、利用者の避難誘導の仕方やその経路、避難場所等をスタッフ全員で把握する、あるいは、掲示案内により利用者にも周知するなど、有事での対応を常に想定しながら運営していきます。 | 無 | |
| 13-4 | | | ・4. 児童館を利用する際はその都度子供達の体調のチェックは行われているのですか。日の基礎体温やカゼ、流行病（インフル、風しんなど） | 児童館利用の子供達の体調チェックを行うのか。 | 児童センターの利用では、利用児童に氏名や住まいを記帳いただき登録を行います。登録いただいた情報は、例えば、ケガや病気、災害等の緊急時の連絡手段としても使用します。なお、一時預かりにおいても、子どもの性向やアレルギー、病気等の有無などを事前に登録いただき、利用する前にご予約いただくことを予定しています。毎回の利用時には、スタッフが利用者の様子を確認し、体調の優れない方がいればご帰宅いただく、あるいは、休んでいただぐなどの対応を行っていきます。また、風邪やインフルエンザの流行時期においては注意喚起を行う、出入口等では手消毒をできるようにするなど、感染症対策に努めてまいります。 | 無 | |
| 13-5 | | | ・5. 3才～18才の間で小さい子ども3～6のオムツ対策として ①オムツは持ち帰り制ですか、それとも、児童館に専用オムツ回収BOXを設置して預けるのでしょうか。 ②オムツの備えは準備されているのでしょうか。また、費用が発生するのでしょうか。 ③一時預かり制度について 他の市町村では無償で預かる所もあるようですが ④ケガした場合の対応については、何か考えているのでしょうか? ⑤うがい手洗いでは、 ①消毒手洗いスプレーは常備されているのでしょうか。 ②除菌シートは有料それとも無料？ | 3才～18才の間で小さい子ども3～6のオムツ対策として ①オムツは持ち帰り制ですか、それとも、児童館に専用オムツ回収BOXを設置して預けるのでしょうか。 ②オムツの備えは準備されているのでしょうか。また、費用が発生するのでしょうか。 ③一時預かり制度について 他の市町村では無償で預かる所もあるようですが ④ケガした場合の対応については、何か考えているのでしょうか? ⑤うがい手洗いでは、 ①消毒手洗いスプレーは常備されているのでしょうか。 | ①、②、⑤について、いただいたご意見を参考に今後検討を進めてまいります。 ③について、当該施設では受益者負担として利用者に費用負担いただくものとなります。 ④について、利用者がケガをした場合には、まず、状況に応じ応急処置を行うとともに、児童であれば保護者へ連絡し、医療機関の受診を促します。緊急の場合は、救急車を要請するなど、迅速的確な対応を行います。 | 無 | |
| 13-6 | | | ・6. 不測の事態に備えて、医療関係者は配備されるのでしょうか。 | 医療関係者は配備されるのか。 | 現状では、医療関係者の配備を予定していませんが、近隣の医療機関との連携はもちろんのこと、スタッフにおける応急処置等の習得に努め、ケガ等の不測の事態に備えた体制強化に努めます。 | 無 | |
| 13-7 | | | ・7. ケガ等発生した場合の対応の手引きはありますか？ | ケガ等発生した場合の対応の手引きはありますか。 | 既存の児童館・児童センターにおいてもケガや病気、災害時対応における各種マニュアルを整え運営を行っており、当該施設においても同様に考えています。 | 無 | |
| 13-8 | | | ・8. AEDの設置は、又、設置だけでなくAEDを取り扱い出来るスタッフはいますか？ | AEDの設置及びAEDを取り扱い出来るスタッフを配置するか。 | ご意見のとおり、当該施設におけるAEDの設置を予定しています。また、スタッフ全員が扱えるよう講習を行っていきます。 | 無 | |

| No. | 該当ページ | 当該箇所 | ご意見等 | ご意見の要旨 | 市の考え方 | 修正の有無 | (仮称)おおたかの森児童センター整備基本方針(案)修正案 |
|-------|-------|------------------------------|---|------------------------|---|-------|------------------------------|
| 13-9 | | | ・9.その他 「リピーター」は、考えておられますか。 ※優先は「子供達」の認識を忘れない様に配慮願いたい。 | 「リピーター」を考えているか。 | 子ども達(利用者)に何度も足を運んでいただけるよう運営面での取り組みを検討してまいります。 | 無 | |
| 13-10 | | | ・①高架下はこども達にとってよい環境の場所といえるのでしょうか。 | 高架下はこども達にとってよい環境であるのか。 | 高架下であることによる音や振動の面については、施設設計及び施工により過ごしやすい環境となるよう対応してまいります。 その上で、計画する施設機能及び諸室により、遊びを通じた育成のサポートや子どもの居場所となるよう進めてまいります。 | 無 | |
| 13-11 | 6 | 3(3)施設に導入する諸室・機能 | ・②駐車場の台数は最低でも15台は必要。 | 駐車場の台数は最低でも15台は必要。 | 5-5回答のとおり。 | 無 | |
| 13-12 | 9 | 5(1)当該施設の一時預かり(保育)における利用料の設定 | ・預り金は0円が多くて100円が望ましい。 | 預り金は0円が多くて100円が望ましい。 | 7-3回答のとおり。 | 無 | |